

平成26年第4回定例会議事日程（第4号）

平成26年12月18日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第68号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第72号 吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第6 議案第74号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第75号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第76号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第77号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第78号 町道路線の変更について
- 日程第11 意見書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
- 日程第12 意見書第4号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

平成26年第4回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成26年12月18日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月18日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 是石 直哉 6 番 丸谷 一秋
 2 番 山本 定生 7 番 今津 時長
 3 番 太田 文則 8 番 是石 利彦
 4 番 梅津 義信 9 番 若山 征洋
 5 番 横川 清一 10番 花畑 明
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	友田 博文
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） それでは、皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石直哉議員、太田文則議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（花畑 明君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第68号から第78号までの8案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

初めに、総務文教委員長。

○総務文教委員長（横川 清一君） それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第73号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について所管事項、去る12月5日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第73号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

雑入の県営住宅建替事業一次造成工事費負担金を県負担金に入れなかった理由は何かありますか。

県営住宅建替事業一次造成工事費の内訳がよくわからない。全体の埋め土をするのか、側壁をするのか、二次製品で囲っていくのか等の説明をしてください。

県営住宅建替事業一次造成工事費と土地購入費は、県の事業をするのですが、町がするよりも県の事業としてしたほうが金額的にどうだったのか、そういう費用対効果など積算はしたのですか。

土地を取得するときは土地開発公社がありますが、この公社を使わなくてよいのですか。

田ではなく宅地として買うことになるのですか。

坪幾らになるのですか。

電源道路と今度買う田んぼの間に一つ田が残っていると思いますが、そこが谷底のようになるのでは。こういうイメージを隣地の所有者はわかっているのですか。

何でこの土地なのですか。県道中津吉富線に引つけなければならないというのは、県が言っ

たのですか。

新しくできる進入路は、県道中津吉富線のすぐ横と中津側にも信号があり、その間に今度の取りつけ道路ができ、その道路は坂道にあり、出入りするということは危険だと思います。この道は、公安委員会や警察など県の許可が出るのでしょうか。

斜めの道路でもよいということが解せないのですが、低いところから電源道路に行く選択肢はなかったのでしょうか。

県が坪3万5,000円ぐらいで宅地として買い取るという評価と小犬丸の6.5メートル掛け100メートルでは、そう値段の差はないのですか。その地区の方が道路を拡幅したいとの要望があれば、やっていきたいという話がありましたが、そういう場合に不公平感とかが生じるのではないかと危惧するわけですが、これからも道路の取得に膨大なお金、造成のお金がかかるやもしれません。全てにオーケーが出しにくいかもしれません。田として買うことはできないのですか。坪3万5,000円は高いような気がします。

等価交換ということですが、価値が同じということでしょうか。

造成に1,800万円以上かけ、土地の取得に1,500万円以上かけたそういうものと直江の跡地が等価になるのでしょうか。

差が6分の1以上の場合は等価交換できないということがありますが、吉富町内でも価値が違いますが、それはクリアできるのですか。

こういう場合は、県との書類の交換（協定書）とかはあるのですか。

1,830万円は県からもらえるわけですが、全て県議会の議決が必要なのですか。

この話が来たのは2年ほど前で、そのときには町営住宅の建てかえとかがまだ動いてない時期だったと思います。実際にこの田んぼを取得してもらえないかと話が来たのはいつですか。

跡地をどのように使うかということも計画中に入れてほしいのです。まだ何も考えていませんと言っていましたが、数年前からこのような話があったわけですから、担当課としては計画書を練り上げていくべきだと思います。何か腹案のようなものがあるのですか。

直江の跡地をどのようにするのか、町長の考えも町民、区民の方々と相談をしながらやるというようなお話もありましたが、もしそういうことであれば、早く立ち上げて皆さんに投げかけたほうがよいのかと思います。

10款教育費3項中学校費の繰出金に地方交付税（中学校）豊前市分についての説明をお願いします。

給与費明細書の時間外勤務手当が上がっている。人口に対しての職員数というのがあると考えます。どんな町であろうと最低限度の職員数や最低限度の担当課が必要かと思っています。我が町は職員数が67名、それに対しての時間外手当の増額が百数万ということですが、給与改定が

なされたからだけなのかと少し疑問を持ちます。中学校組合に2名、介護保険に1名、病休の方が数名いると聞いており、職員数の不足ということも考えられるのではないかと考えています。昨今、住民のニーズが多様化しています。職員に過剰な事務負担がかかっているのではないですか。

等々の質疑が行われ、意見では、県営住宅の建替事業を吉富町で請け負ってかわってする件で、幾つか疑問点があり、気が晴れないところがありますので、賛否は最終日までとっておきます。

県営住宅の土地購入費については、町が現在進めている長寿命化計画に基づく住宅建てかえ計画と同じように、古い住宅なので常々住民の方よりどうかしてほしいという意見をいただいております。賛成するところですが、町費を緊縮財政でされている町政の中で、もっとお金を使えという気持もあるのですが、今回あえて町費を持ち出して等価交換に持っていく部分もあります。このことは、現在住まれている住民の方々、町の人口流出減にも寄与することだと思ひ、また町が取得した跡地の利用についても、町のほうは住民の意見を取り入れていくとお聞きしました。そのことを評価し、賛成意見とします。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで審査報告を終わります。

○議長（花畑 明君） 続いて、福祉産業建設委員長、報告をお願いします。

○福祉産業建設委員長（丸谷 一秋君） 福祉産業建設常任委員会審査報告、議案第68号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について所管事項、議案第74号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第75号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第76号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、議案第77号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第78号町道路線の変更について、去る12月5日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第68号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、子育て支援指導員の報酬額がアップしたことの細かい説明と放課後児童支援員について、もう一度詳しく説明してください。

放課後児童健全育成事業の委託先、積み木の会さんから契約の継続をしないとされたのはいつぐらいの話ですか。

夏ぐらいに継続しないという話があったならば、夏ぐらいに条例を上程して、重なる部分をつ

くって、移行期間を設けることが、運営に関してはベターでは、そういう検討はしなかったのですか。

できる前提で計画を立ててるのでしょうか、もし募集が来ないときにはどうなるのですか。

直轄事業とするわけですが、臨時職員が責任をとるようになるのですか。どういう運営になるのですか。

放課後児童支援員は正規職員を予定しているのですか。パート、アルバイト等非正規の職員で対応するのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、町民に特段負担をし得ることがあるのか確認します。

太陽光発電設備、オープンカフェ等で新しく生じる不便性や町民の負担が発生するのですか。

太陽光発電設備はどういう場合、設置場所において徴収されるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、軽度・中等度難聴児補聴器購入費は、1回限りで、5年の耐用年数と聞きましたが、不慮の事故やけが等で壊れたりした場合の対応はどうなるのですか。修理等は自費になるのですか。

幼保一体化施設こどもの森費に賃金が上がっているが、臨時職員数は十分対応できているのですか。臨時職員の登録者はどれくらいいますか。

土木管理費の土地分筆登記等手数料について、自治会要望ということだったのですが、詳しく説明してください。

小犬丸については、セットバックが必要な場所と聞いたが、今後も家の建てかえなど自治会要望として上がれば、やっていくという方向ですか。

町の計画では防災道路になるのではないのですか。

それらについての計画は総合計画に基づいてあるのですか。

狭隘道路と防災道路との線引きはどこにあるのですか。

町道用地買収費で、先日坪2万円と聞きましたが、今後も2万円で進めていくのですか。

今回の分は不動産鑑定をしなくてよかったのですか。

駅前イルミネーションは、ことしも去年どおりですか。昨年あれだけきれいだったので、駅

の方まで広げることは考えていませんか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国民健康保険加入者の推移はどうなっていますか。

減ったということだが、その要因がわかりますか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第78号町道路線の変更についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（花畑 明君） これで委員長報告を終わります。

**日程第3. 議案第68号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（花畑 明君） 日程第3、議案第68号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。賛成討論を行います。

議案第68号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

私は、以下の理由で賛成といたします。

45番、子育て支援指導員の報酬の増額に、46番、放課後児童支援員の項目の追加などである。今条例改正案に関しては、吉富町放課後児童健全化育成事業である学童保育の長い間育て、見守り、御支援いただいた委託先であった積み木の会の撤退に伴う吉富町直轄事業への移行への対応として改正案であると説明を受けた。積み木の会に対しては議員として、また保護者の一人として深く感謝を申し上げます。この撤退への残念感と今後の運営への不安感は拭えないが、4月以降の児童受け入れに対して速やかに対処を希望し、また必要に応じて予算計上を即刻行うことを要望して、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第72号 吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第4、議案第72号吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第73号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（花畑 明君） 日程第5、議案第73号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 是石利彦、反対討論をいたします。

平成26年度一般会計補正予算（第6号）は、県営住宅直江団地建替事業に関する補正予算が計上されております。本来県営住宅は同一敷地内、あるいは他の県所有敷地での建てかえ更新を図るものだが、入居者並びに吉富町としても、町内に引き続き県営住宅として確保し、良好な住宅としてほしいという要望に県が応えた事業と理解する。そのための用地買収と一次造成工事だが、造成費は県負担、用地費は町単独持ち出し、完成後、用地の等価交換をするというが、いまだその総額も差額の概算も不明のまま。資産価値が高い地域と低い地域の交換ではないのか、また直江団地跡地利用の方針も示されておられません。ここに至るまでに2年以上の地区の方々と協議する時間があったはずだが、議会にも突然の提案です。既成事実の積み重ねと言えないだろうか、今後は逐一議会に適切な報告を求めるものです。疑問点が多々残りますので、以上をもって反対討論といたします。

○議長（花畑 明君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。議案第73号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）に対する賛成討論を行います。

私は、以下の理由で賛成します。

2款総務費1項総務管理費6目企画費15節工事請負費、県営住宅建替事業一次造成工事費1,830万円と17節公有財産購入費、土地購入費1,500万円であるが、県営住宅は大変古く、一刻も早く建てかえる必要性については、異論はなく、むしろ建てかえには大賛成である。

ただし、県営住宅建てかえ用地選定から現在の住宅跡地の利用に関しては、広く意見を集約しての協議、検討を行うことが必要であったと思われることは残念である。途中の審議や経過の説明を十分行うことを要望して、賛成といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論ありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 県営住宅について賛成討論をいたします。

直江住宅はかなり老朽化しておりまして、一日でも早く入居者が移り住みたいという昨今だと思っております。直江住宅に関しては、早く建てかえを行って、また吉富町の人口増につながると思い、賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（花畑 明君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第74号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（花畑 明君） 日程第6、議案第74号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第75号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（花畑 明君） 日程第7、議案第75号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決され

ました。

**日程第8. 議案第76号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
について**

○議長（花畑 明君） 日程第8、議案第76号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

少しお待ちください。

日程第9. 議案第77号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第9、議案第77号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第78号 町道路線の変更について

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第10、議案第78号町道路線の変更についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 第78号は、町道路線の変更であります。地権者の御理解をいただきまして、狭隘道路の拡幅に期する議案だと思います。賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 再度、賛成討論はございませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） この町道大市屋敷線の延長工事に伴う終点を変更する路線変更でございしますが、やっと地域住民の方との合意もできまして、粛々と進められていると思います。この道路を町道のモデル地区として、また各地区にも発展していくのではないかという期待を込めて、賛成意見といたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決をされました。

執行部は退席をされて結構です。お疲れさまでした。

日程第11. 意見書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
(案)

○議長（花畑 明君） 続きまして、日程第11に入ります。意見書第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局に意見書（案）を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 意見書第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 意見書第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

現在、肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっていると言われており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題となっています。

そこで、本意見書（案）を本町議会において御審議、御議決いただき、衆参両院、関係大臣に対し提出をしていただきたく提案するものです。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本意見書（案）に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） お諮りをいたします。ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は委員会付託を省略する

ことに決しました。

次に、討論に入りたいと思います。まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12. 意見書第4号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

○議長（花畑 明君） 日程第12、意見書第4号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局に意見書（案）を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 意見書第4号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 意見書第4号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

聴覚に障害を持たれた方々は、日本に生まれ育ち、同じ地域で生活しながらも、聴覚障害者は視覚言語である日本手話、健聴者は音声言語である日本語と使用する言語が異なるため、相互の間に円滑なコミュニケーションが確立できず、一般的には、聞こえなければ、書けばわかるだろうと思われがちです。日本手話と日本語では、語彙も文法も違い、異なる言語間での意思疎通は単純ではありません。

長い間聴覚に障害を持たれた方々は、聞こえないにもかかわらず、音声言語である日本語でのコミュニケーションを余儀なくされ、多数者である健聴者の社会から阻害され、不利益を受けてきたと言えます。

2006年、国連において障害者の権利に関する条約が採択されました。2011年、日本において障害者基本法が改正されました。必要な関係法の制定が一日も早く望まれます。

そこで、本意見書（案）を本町議会において御審議、御議決いただき、関係大臣に対し提出をしていただきたく提案するものであります。

以上。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本意見書（案）に対し御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（花畑 明君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第4回吉富町議会定例会を閉会といたします。

少し早いとは思いますが、どうぞ皆さん、すばらしい新年をお迎えください。大変お疲れさまでした。

午前10時41分閉会
